

Angel Smile 21 会則

【名称および事務局】

第 1 条 この会は、Angel Smile21 と称し、事務局を代表者宅におく。

【目 的】

第 2 条 この会は、ダウン症児・者と保護者が心身に健康で幸せな生活を願うと共に保育・教育ならびに福祉の増進をはかることを目的とする。

- (1) 個々の成長に合わせた将来を正しく導くための活動・支援。
- (2) 保護者・家族の心のよりどころとなる居場所づくり。
- (3) 将来ダウン症候群をもって産まれてくる子どもとその家族が安心して生活できる環境づくり。

【活 動】

第 3 条 前条の目的を達成するために、次の活動をおこなう。

- (1) ダウン症児・者の人権尊重のための社会啓発活動
- (2) ダウン症児・者が社会で幸せな生活をおくれるために、行政を含む社会福祉に関連する関係機関と連携した社会福祉活動。
- (3) ダウン症児・者・保護者の情報共有および相談活動
- (4) 地域、その他団体の行事への協力と積極的参加
- (5) ダウン症児・者ならびにその保護者の権利拡充に関すること
- (6) ダウン症児・者ならびにその保護者の交流に関すること
- (7) その他、この会の目的達成に必要な活動

【資 産】

第 4 条 この会の資産は次に掲げるものとする。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) その他収入

【会 員】

第 5 条 この会の会員は、ダウン症児・者の親、兄弟姉妹、家族とする。

【賛助会員】

第 6 条 本会の趣旨を理解し賛同される者・組織は 1 口 1,000 円で賛助会員となる
ことができる。

【会 費】

第 7 条 会費は月 1 0 0 円とし、年度当初に 1 年間分を納入する。
但し、年度途中からの入会はその年度の残り月数分を納入する。

【役 員】

第 8 条 この会に次の役員をおく。

- | | |
|--------|-------|
| (1)代 表 | 1 名 |
| (2)副代表 | 2 名 |
| (3)庶 務 | 1 名以上 |
| (4)会 計 | 1 名 |

- 2 代表はこの会を代表し、その職務を統括する。
- 3 副代表は代表を補佐し、代表が事故あるときはその職務を代理する。

【役員選出】

第 9 条 役員は役員会にて選出し、総会において承認を得る。

【役員任期】

第 10 条 役員の任期は 1 ヶ年とし、再選を妨げない。

【相 談 役】

第 11 条 この会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、代表が委嘱する。

【会 議】

第 12 条 この会の会議は、総会、役員会とする。

【総 会】

第 13 条 代表は、役員会の議決を経て毎年度 1 回総会を開催し、次の事項について
議決する。

- (1)会則の改廃

- (2)事業報告並びに収支決算の承認
- (3)事業計画並びに収支予算(案)の承認
- (4)役員を選任

2 総会は会員の2分の1以上の出席をもって成立し、議事の決定は出席者の過半数以上の賛否により成立する。賛否同数のときは議長が決する。

【役員会】

第14条 役員会は、必要に応じて代表が招集し会の運営・活動について協議する。

【事業年度】

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までとする。

【その他】

第16条 この会則に定める事項のほか必要な事項は役員会で決する。

附 則 この規約は、令和元年9月21日より施行する。
この規約は、令和3年3月7日より改正施行する。